

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価について

農林水産省及び国土交通省が、平成25年10月に実施した公共事業労務費調査に基づき、平成26年2月からの公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価を決定した。

1. 平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価について

決定した都道府県別・職種別の公共工事設計労務単価一覧を「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価」に示す。なお、単価の決定にあたり、社会保険に未加入の者が適正に加入できるよう、引き続き、法定福利費（本人負担分）相当額を適切に反映している。

また、入札不調の増加に応じて公共工事設計労務単価を機動的に見直すよう措置している。

公共工事設計労務単価は、国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課及び各地方整備局技術管理担当課等で閲覧できる。

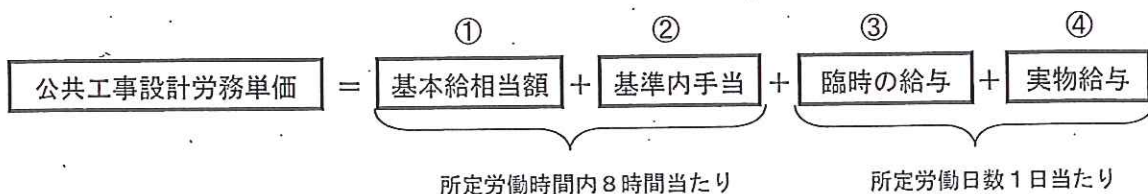
2. 公共工事設計労務単価について

(1) 公共工事設計労務単価の構成

公共工事設計労務単価は、次の①～④で構成される（図-1）。

- ① 基本給相当額
- ② 基準内手当（当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当）
- ③ 臨時の給与（賞与等）
- ④ 実物給与（食事の支給等）

図-1 公共工事設計労務単価の構成



(2) 公共工事設計労務単価に含まれない賃金、手当、経費

- ① 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
- ② 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
- ③ 現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費

（例えば、交通誘導警備員A、Bの単価については、警備会社に必要な諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は、含まれていない。）

(3) 留意事項

公共工事設計労務単価は公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、以下の点について十分留意すること。

- ・ 本単価に含まれる賃金の範囲は（1）のとおりであり、（2）に示すものは含まれないこと（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている）

なお、労働者の雇用に伴う必要経費を含めた金額を参考に示す。

- ・ 公共工事設計労務単価、これに上記の必要経費を含めた金額は、いずれも下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではないこと

3. 公共事業労務費調査の概要について

(1) 調査目的

公共工事の発注に際し必要となる予定価格の決定にあたっては、「予算決算及び会計令」において、取引の実例価格、需給の状況等を考慮して適正に定めることとされている。

これに基づき、農林水産省及び国土交通省では、公共工事の予定価格の積算に必要な公共工事設計労務単価を決定するため、所管する公共事業等に従事した建設労働者等に対する賃金の支払い実態を、昭和45年より毎年定期的に調査している。

(2) 調査方法

① 調査対象工事

農林水産省及び国土交通省所管の直轄・補助事業等のうち、平成25年10月に施工中の1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団として、無作為に抽出。未着工、完了等の無効となった工事を除く有効工事件数は、11,980件。地方別の有効工事件数を表-1に示す。

② 調査の実施方法

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
18 さく岩工	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く）について主体的業務を行うもの
19 トンネル特殊工	坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. ダイナマイトおよびさく岩機を使用する爆破掘削 b. 支保工の建込、維持、点検等 c. アーチ部、側壁部およびインバートのコンクリート打設等 d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e. アーチ部および側壁部型おきの組立、取付け、除去等 f. シールド工事（圧気を除く）における各種作業
20 トンネル作業員	坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事（圧気を除く）における各種作業についての補助的業務
21 トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
22 橋りょう特殊工	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く）について主体的業務を行うもの a. PC橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
23 橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの
24 橋りょう世話役	橋りょう関係作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く）
25 土木一般世話役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（17潜かん世話役、21トンネル世話役または24橋りょう世話役に該当するものを除く）
26 高級船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする 船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く） （以下の水面は、海面に含める（27普通船員、28潜水土、29潜水連絡員および30潜水送気員についても同様） ① 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 ② 漁港法第5条により指定された漁港の区域内的水面 ③ 港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内的水面
27 普通船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む）の船員で、高級船員以外のもの

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手(特殊)	運転手(一般)	潜かん工	潜かん世話役	さく岩工	トンネル特殊工	トンネル作業員
北海道	01 北海道	17,900	17,400	19,100	16,300	13,700	26,000	30,700	20,200	24,000	20,000
東北	02 青森県	17,000	16,100	18,200	20,900	19,000	26,000	30,800	21,300	24,900	19,700
	03 岩手県	(18,000)	(17,600)	(19,200)	(21,400)	(18,100)	(27,400)	(32,400)	(22,400)	(27,300)	(20,800)
	04 宮城県	(20,400)	(20,700)	(20,700)	(22,800)	(20,400)	(27,300)	(32,300)	(22,400)	(28,900)	(20,700)
	05 秋田県	17,300	17,200	18,400	20,100	19,400	26,100	30,800	21,300	25,000	19,700
	06 山形県	18,000	19,200	19,300	18,900	17,200	26,000	30,800	21,300	26,900	19,700
	07 福島県	18,100	19,400	19,400	(19,200)	(17,300)	26,000	30,700	21,200	25,100	19,600
	関東	08 茨城県	20,500	21,800	24,600	20,600	17,000	25,900	30,700	23,500	24,900
09 栃木県		21,200	22,600	25,100	18,600	17,800	26,000	30,800	23,600	25,400	21,200
10 群馬県		20,700	19,700	23,500	18,900	16,000	26,000	30,800	23,600	26,600	21,200
11 埼玉県		21,900	23,200	24,700	21,700	18,800	25,900	30,600	23,500	24,800	21,100
12 千葉県		21,800	23,400	24,800	20,900	18,700	25,900	30,600	23,500	24,600	21,000
13 東京都		22,500	24,600	26,300	21,200	17,600	25,900	30,600	23,500	24,400	21,000
14 神奈川県		22,500	24,600	27,000	22,200	18,900	25,900	30,600	23,500	24,400	21,000
19 山梨県		22,600	23,200	25,800	21,000	18,100	25,900	30,600	23,500	25,900	21,100
20 長野県		20,800	20,500	22,600	18,800	16,500	25,900	30,700	23,500	25,900	21,100
北陸		15 新潟県	17,300	17,900	18,800	17,400	15,300	25,700	30,400	22,000	24,900
	16 富山県	19,200	19,100	19,600	17,600	15,300	25,700	30,400	21,900	25,200	18,900
	17 石川県	18,800	18,800	19,400	17,900	15,900	25,900	30,600	22,100	23,500	19,000
中部	21 岐阜県	19,600	20,100	22,000	19,800	17,100	25,900	30,700	22,400	23,700	20,500
	22 静岡県	20,400	21,300	23,800	19,300	16,800	25,800	30,500	22,200	25,900	20,300
	23 愛知県	20,000	20,900	23,200	19,500	17,600	25,800	30,500	22,200	25,400	20,300
	24 三重県	20,700	20,300	22,800	18,400	16,900	25,800	30,500	22,200	23,200	20,300
近畿	18 福井県	18,900	20,500	20,300	17,800	17,400	25,400	30,100	20,600	22,900	18,900
	25 滋賀県	18,800	20,000	20,800	18,100	16,100	25,300	30,000	20,500	24,800	18,800
	26 京都府	19,000	20,500	20,500	18,000	15,900	25,300	30,000	20,500	22,600	18,800
	27 大阪府	19,300	21,200	21,100	19,000	16,100	25,400	30,000	20,500	22,300	18,900
	28 兵庫県	18,200	19,400	20,800	17,800	16,100	25,400	30,000	20,500	21,600	19,700
	29 奈良県	19,300	20,700	21,300	18,000	15,800	25,300	30,000	20,500	22,100	18,800
	30 和歌山県	18,900	20,500	20,700	17,500	15,200	25,300	30,000	20,500	21,600	18,800
中国	31 鳥取県	17,100	17,800	18,700	14,800	12,900	25,600	30,300	20,900	25,000	19,800
	32 島根県	16,700	16,500	17,300	16,100	12,800	25,500	30,200	20,900	25,700	19,400
	33 岡山県	17,400	17,700	18,800	17,300	14,900	25,600	30,300	20,900	23,100	20,000
	34 広島県	17,300	16,800	17,400	17,700	14,900	25,700	30,300	21,000	25,100	19,200
	35 山口県	16,900	16,100	17,600	16,100	14,200	25,600	30,300	20,900	24,600	19,300
四国	36 徳島県	17,300	16,900	19,700	15,700	14,900	25,900	30,600	19,300	24,200	19,700
	37 香川県	17,300	16,900	19,800	16,900	15,600	25,800	30,500	19,300	23,600	19,600
	38 愛媛県	17,300	16,900	19,800	17,100	15,200	25,800	30,500	19,300	23,600	19,600
	39 高知県	17,300	17,000	19,800	17,500	15,500	25,800	30,500	19,300	23,400	19,600
九州	40 福岡県	15,600	18,000	18,700	17,100	14,800	25,600	30,300	23,200	22,500	18,800
	41 佐賀県	15,800	18,200	18,300	18,800	15,200	25,600	30,300	23,200	22,800	18,400
	42 長崎県	15,200	17,300	18,000	15,300	13,900	25,600	30,300	23,200	23,300	18,400
	43 熊本県	15,400	18,000	18,300	16,300	14,700	25,600	30,300	23,200	23,300	18,400
	44 大分県	15,700	17,200	18,100	18,100	16,500	25,600	30,300	23,200	22,900	18,400
	45 宮崎県	15,600	17,500	17,700	18,100	15,400	25,600	30,300	23,200	23,800	18,400
46 鹿児島県	15,600	17,900	18,200	20,200	17,700	25,600	30,200	23,200	23,700	18,400	
沖縄	47 沖縄県	16,900	18,000	18,000	20,200	17,800	25,300	29,900	21,200	21,600	17,400

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、労務費の上昇に伴う入札不調の多発が認められるため、入札不調に対応した単価を採用している。

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	トンネル 世話役	橋りょう 特殊工	橋りょう 塗装工	橋りょう 世話役	土木一般 世話役	高級船員	普通船員	潜水士	潜水連絡 員	潜水送気 員
北海道	01 北海道	26,900	22,600	22,800	27,700	18,500	23,000	18,200	30,000	19,600	18,700
東北	02 青森県	27,500	22,500	24,100	27,200	22,000	23,900	18,700	35,100	21,600	22,000
	03 岩手県	(29,000)	(23,700)	(25,400)	(29,800)	22,000	23,900	18,700	(38,300)	(23,700)	(24,400)
	04 宮城県	(28,900)	(23,600)	(25,300)	(32,600)	22,300	23,900	18,700	(42,000)	(25,900)	(26,400)
	05 秋田県	27,500	22,600	24,200	27,800	22,900	23,900	18,700	35,800	22,000	22,400
	06 山形県	27,500	22,600	24,100	27,400	21,200	23,900	19,500	36,200	22,300	22,700
	07 福島県	27,500	22,500	24,100	27,600	20,000	23,900	19,500	36,400	22,500	23,000
	関東	08 茨城県	27,800	25,900	27,000	29,000	21,400	27,200	21,300	33,100	21,200
09 栃木県		27,900	26,000	27,100	29,100	21,300	27,200	21,300	33,100	21,600	23,300
10 群馬県		27,900	26,000	27,100	29,200	21,400	27,200	21,300	34,600	21,200	22,800
11 埼玉県		27,800	26,900	26,900	29,500	21,900	27,200	21,300	34,600	24,600	24,600
12 千葉県		27,800	26,300	26,900	29,500	22,400	27,200	21,300	34,600	24,600	24,600
13 東京都		27,800	26,100	26,900	29,900	23,000	27,200	21,300	35,700	24,600	24,400
14 神奈川県		27,800	25,900	26,900	29,200	23,400	27,200	21,300	35,100	23,800	23,500
19 山梨県		27,800	25,900	27,000	28,600	22,200	27,100	21,200	35,300	23,400	23,500
20 長野県		27,800	25,900	27,000	27,900	21,500	27,200	21,300	33,400	22,000	23,100
北陸		15 新潟県	26,500	22,100	26,600	25,100	18,800	22,600	19,500	31,700	19,200
	16 富山県	26,400	22,000	26,500	25,600	19,800	22,600	19,500	32,300	19,300	21,300
	17 石川県	26,600	22,200	26,700	26,100	21,400	22,600	19,600	31,200	19,900	20,000
中部	21 岐阜県	26,700	23,900	26,000	26,800	21,700	24,800	19,900	30,300	19,800	19,400
	22 静岡県	26,500	24,600	25,900	27,100	21,900	24,800	19,900	34,600	21,500	22,200
	23 愛知県	26,500	23,800	25,900	26,500	21,600	24,800	19,900	32,500	21,000	19,700
	24 三重県	26,500	23,800	25,900	27,400	20,900	24,800	19,900	32,500	20,400	19,600
近畿	18 福井県	25,300	24,300	25,400	28,200	20,200	23,500	19,100	28,100	20,300	20,200
	25 滋賀県	25,200	24,200	25,300	28,000	20,400	23,500	19,100	28,600	20,500	20,200
	26 京都府	25,200	24,200	25,300	28,000	20,500	23,500	19,100	28,200	20,500	20,000
	27 大阪府	25,300	24,500	25,500	28,600	21,500	23,500	19,100	29,000	21,000	20,400
	28 兵庫県	25,300	24,500	25,400	28,200	20,300	23,500	19,100	29,800	21,700	20,800
	29 奈良県	25,200	24,200	25,800	27,900	20,700	23,500	19,100	28,300	20,700	20,300
	30 和歌山県	25,200	24,200	25,300	27,900	20,300	23,500	19,100	28,200	20,500	19,900
中国	31 鳥取県	25,800	21,900	23,100	25,100	18,600	23,400	18,600	30,900	24,200	22,400
	32 島根県	25,700	21,900	22,500	24,900	18,000	23,400	17,800	31,000	25,600	22,600
	33 岡山県	25,800	22,000	23,100	25,000	19,300	23,500	18,600	30,800	24,300	22,500
	34 広島県	25,900	22,000	22,400	25,100	18,700	23,500	17,800	31,300	25,800	22,800
	35 山口県	25,800	22,000	22,400	24,900	19,200	23,400	17,800	31,200	25,700	22,800
四国	36 徳島県	25,300	22,000	22,800	24,200	18,800	27,600	19,600	33,600		17,200
	37 香川県	25,300	21,900	22,800	24,500	18,500	27,600	19,600	34,000		17,500
	38 愛媛県	25,300	21,900	22,800	23,800	19,600	27,600	19,600	34,000		17,300
	39 高知県	25,300	21,900	22,800	24,100	18,600	27,600	19,600	33,700		17,300
九州	40 福岡県	25,600	20,800	23,600	25,600	19,900	23,900	18,900	29,600	18,600	18,700
	41 佐賀県	25,600	20,800	22,900	25,800	18,900	23,800	18,900	29,600	18,600	18,700
	42 長崎県	25,600	20,800	22,600	25,700	18,600	23,800	18,100	29,300	18,400	18,500
	43 熊本県	25,600	20,800	22,800	24,700	19,200	23,800	18,300	29,500	18,500	18,600
	44 大分県	25,600	20,800	22,500	25,100	19,600	23,800	18,600	29,600	18,500	18,600
	45 宮崎県	25,600	20,800	22,500	25,600	19,800	23,800	18,100	29,600	18,500	18,600
	46 鹿児島県	25,600	20,800	22,400	25,800	21,400	23,700	18,100	29,600	18,500	18,600
沖縄	47 沖縄県	24,500	24,500	19,700	29,300	21,200	21,000	17,900	34,900	21,300	23,200

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、労務費の上昇に伴う入札不調の多発が認められるため、入札不調に対応した単価を採用している。